

法定外道路等の事務取扱指針細則

（目的）

第1条 この細則は、法定外道路等の事務取扱指針（以下「指針」という）第3条及び第4条に基づき、法定外道路等の事務の取扱い等を明確にするために必要な事項を定める。

（対象となる財産）

第2条 指針第2条に規定する法定外道路等は、建設緑政局道路河川管理部管理課が所管する行政財産及び普通財産とする。

2 指針第2条第1項第1号に規定する道路法に基づく道路の「区域の決定等」をしていない行政財産（以下「道路区域外」という。）は、次のものをいう。

- （1） 国有財産特別措置法に基づき国から譲与を受けた道路区域外の道路
- （2） 再開発等において、引き継いだ道路区域外の道路
- （3） 寄附受納を受けた道路区域外の道路

3 指針第2条第1項第2号に規定する道路法に基づき路線の全部又は一部を廃止した普通財産（以下「廃道路敷地」という。）は、次のものをいう。

- （1） 道路法第94条に基づき国から譲与を受けた廃道路敷地
- （2） 路線再編時に再認定しなかった廃道路敷地
- （3） 売払い等のために道路の一部又は全部を廃止し、引き続き管理が必要な廃道路敷地

（維持管理及び運用）

第3条 法定外道路等は、公有財産であるため、良好な状態でこれを維持するよう努める。

2 指針第3条第2項の規定に基づき区役所道路公園センターが維持管理及び運用する業務のうち、「許可」業務には、「行政財産目的外使用許可」及び「普通財産貸付契約」を含むものとする。

3 法定外道路等の財産活用のうち、電気、ガス、通信、上水及び下水など占用許可に準ずる場合、公有地財産活用調整委員会にかけることなく、許可手続きができるものとする。

4 廃道路敷地については、売払いに努めるものとする。

5 建設緑政局は、指針第1条の目的を果たすために、関係局との調整や、各区役所間の情報共有等に努めるものとする。

（その他）

第4条 この細則に記載のないもの若しくは管理及び運用に疑義が生じた場合は、建設緑政局と区役所とで、その都度協議するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和5年4月1日から施行する。